

高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この実施要綱は、人材受入に関する協力覚書等に基づき外国人材の受け入れを促進するため、高知県外国人材就労定着奨励給付金の給付対象となる外国人に対して入国前に日本語等の教育を行う施設（以下「教育施設」という。）の認定に必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2条 省略</p> <p>(認定要件) 第3条 知事は申請者のうち、下記の要件を全て満たす教育施設を「高知県認定外国人材入国前教育施設」（以下「認定教育施設」という。）として認定するものとする。 (1) 高知県が<u>人材受入に関する協力覚書（以下「MOU」という。）</u>を締結した地域に<u>所在する教育施設又は高知県が人材受入に関する協定を締結した相手方が運営する教育施設であること。</u> <u>(2) 外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。</u> (3) 教育施設の運営に当たり、現地国の法令等により行政機関等からの承認や許可が必要な場合、適切な手続きを経て運営していること。 (4) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。 (5) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。 (6) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること。 なお、当該教育時間は第1号の教育時間に含むことができる。 (7) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。 (8) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。 (9) 次のいずれかに該当すると認められるものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">第4条～第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年11月4日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県外国人材入国前教育施設認定制度実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 この実施要綱は、人材受入に関する協力覚書<u>（以下「MOU」という。）を締結した地域からの外国人材受入</u>を促進するため、高知県外国人材就労定着奨励給付金の給付対象となる外国人に対して入国前に日本語等の教育を行う施設（以下「教育施設」という。）の認定に必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">第2条 省略</p> <p>(認定要件) 第3条 知事は申請者のうち、下記の要件を全て満たす教育施設を「高知県認定外国人材入国前教育施設」（以下「認定教育施設」という。）として認定するものとする。 (1) 高知県が<u>MOU</u>を締結した地域に所在し、外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。 (2) 教育施設の運営に当たり、現地国の法令等により行政機関等からの承認や許可が必要な場合、適切な手続きを経て運営していること。 (3) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。 (4) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。 (5) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること。 なお、当該教育時間は第1号の教育時間に含むことができる。 (6) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。 (7) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。 (8) 次のいずれかに該当すると認められるものでないこと。</p> <p style="text-align: center;">第4条～第9条 省略</p>

新				旧			
(別紙1)				(別紙1)			
要件等チェックリスト				要件等チェックリスト			
要件に適合するものに○を記入してください。				要件に適合するものに○を記入してください。			
申請者	県確認	要件	添付書類	申請者	県確認	要件	添付書類
		(1) 高知県がMOUを締結した地域に <u>所在する教育施設又は高知県が人材受入に関する協定を締結した相手方が運営する教育施設であること。</u>	行政機関による設置許可書、パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなどで所在地が分かるもの			(1) 高知県がMOUを締結した地域に所在し、外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。 <u>※MOUを締結した地域は下記のとおり(令和6年4月1日時点)</u> ・ベトナム社会主義共和国 ラムドン省 ・インド共和国 タミル・ナド州	行政機関による設置許可書、パンフレット、公式HPをプリントアウトしたものなどで所在地が分かるもの
		(2) <u>外国人材1人当たり160時間以上の教育を実施する教育施設であること。</u>	—			(2) 教育施設の設置に当たり、現地国の法令等により行政機関等からの承認や許可が必要な場合、適切な手続きを経て運営していること。	—
		行政機関等からの承認や許可が必要な場合	行政機関等による承認や許可を証する書類			行政機関等からの承認や許可が必要な場合	行政機関等による承認や許可を証する書類
		行政機関等からの承認や許可が必要でない場合	—			行政機関等からの承認や許可が必要でない場合	—
		(4) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。				(3) 教育を受けた外国人が、外国人材として高知県に送り出される場合において、現地国の法令等により送出機関の利用が定められているときは、当該送出機関が現地国政府による認定を受けていること。	
		送出機関の利用が定められている	送出機関が現地国政府による認定を受けていることを証する書類			送出機関の利用が定められている	送出機関が現地国政府による認定を受けていることを証する書類
		送出機関の利用が定められていない	—			送出機関の利用が定められていない	—
		(5) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。				(4) 教育を受けた外国人が、外国人技能実習生として高知県に送り出される場合においては、技能実習法第2条第5項に規定する団体監理型技能実習生として、県内に本店を有する監理団体が実習監理を行うこと。	
		外国人技能実習生として高知県に送り出す	送出機関と県内監理団体間で契約を取り交わしていることを証する書類			外国人技能実習生として高知県に送り出す	送出機関と県内監理団体間で契約を取り交わしていることを証する書類
		外国人技能実習生として高知県に送り出さない	—			外国人技能実習生として高知県に送り出さない	—
		(6) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること	別紙2(高知県に関連する知識等を習得するための教育実施計画書)			(5) 高知県での就労を目指す外国人に対して、別表第1に定める高知県に関連する知識等を習得するための教育を20時間以上実施すること	別紙2(高知県に関連する知識等を習得するための教育実施計画書)
		(7) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。	—			(6) 3年間高知県で就労する意思がある外国人材を送り出すこと。	—
		(8) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。	—			(7) 過去5年以内に、関係法令に違反する重大な事実がないこと。	—
		(9) 高知県暴力団排除条例関係に該当しないこと。	—			(8) 高知県暴力団排除条例関係に該当しないこと。	—